

役員報酬に関する細則

第1条 この細則は、下島自治会規約第10条により定める。

第2条 役員報酬は次の通りとする。

自治会長	90,000円
副会長	70,000円
会計	60,000円
顧問	30,000円
部長	40,000円
組長	12,000円（前期分） 後期分は世帯数（400円/世帯）にて手当てを支給する
監事	5,000円

第3条 支給にあたっては、前期9月、後期2月の会議日とする。

第4条 細則内容の変更があるときは、役員会にて検討し、総会に提案する。

付則 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

1. 一部改正、平成19年4月1日より施行する。
2. 一部改正、平成25年4月1日から施行する。
3. 一部改正、平成27年4月1日から施行する。
4. 一部改正、平成31年4月1日から施行する。